

# 沼津信用金庫と静岡県公立大学法人との地域創生に関する連携協定書

沼津信用金庫（以下「甲」という。）と静岡県公立大学法人（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、それぞれが持つ資源や機能等の活用を図りながら、相互に協力して、静岡県東部地域のひと・まちづくりを推進することを目的とする。

## （連携及び協力の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について相互に連携し、及び協力するものとする。

- (1) 地域のまちづくりに関する研究や人材育成に関すること。
- (2) 地域経済の振興に向けた地域と中小企業の課題解決に関すること。
- (3) 地域資源の活用、地域の歴史・文化・文学や伝統を継承する事業に関すること。
- (4) 甲又は乙が催す事業、自治体や公共団体等に関すること。
- (5) 甲及び乙の所有する施設の相互利用に関すること。
- (6) その他、甲と乙が必要と認める事業に関すること。

## （連携推進会議）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携推進会議を設置するものとする。

2 連携推進会議に関し、必要な事項は別に定める。

## （秘密保持等）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携の実施に当たり知り得た相手方の情報のうち、相手方が指定したものについては、本協定の有効期間中はもとより期間満了後又は解除による協定終了後においても漏洩してはならない。ただし、相手方が自ら公表した場合、又は第三者に対する開示について事前に相手方から文書による同意を得た場合は、この限りでない。

## （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和7年8月25日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の3か月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙が誠意をもって協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年8月26日

（甲）代表者

沼津信用金庫

（乙）代表者

静岡県公立大学法人

理事長 今井 康之

理事長 今井 康之